

排水設備工事はおすすめですか

よかったね住んでいて
だって水も緑もきれいだから
そんな毎日を、みんなで！

— 公共下水道への接続をお願いいたします —

はじめに

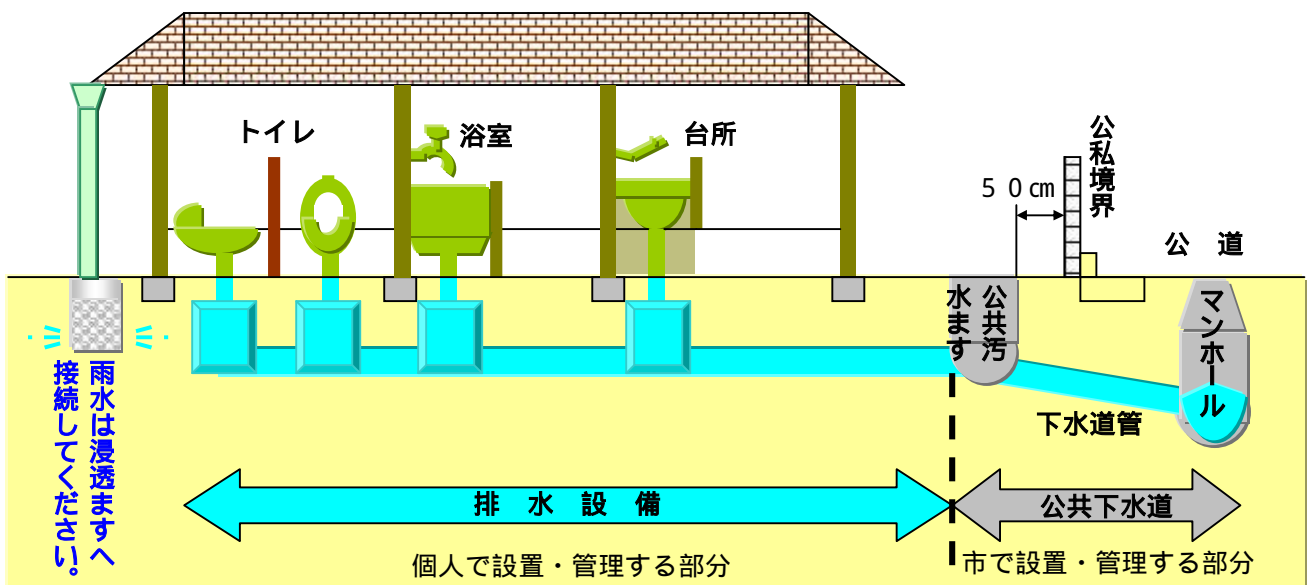
公共下水道は、清潔で快適な生活環境の向上や川や海の水質の保全のために欠かすことのできない大切な施設です。

公共下水道が整備され、使用できるようになった区域では、トイレや台所、浴室などの汚水を直接公共下水道に流していただくことになります。

水洗化(公共下水道への接続)につきまして、皆様のご理解とご協力をお願いします。

排水設備工事について

排水設備工事は、宅地内のトイレや台所、浴室などの汚水を公共下水道(公共汚水ます)まで導くために必要な工事です。



排水設備工事はお早めに

公共下水道が使用できるようになった区域では、くみ取り式トイレは処理開始の日から3年以内に水洗式に改造し、浄化槽式トイレは速やかに浄化槽を廃止し、台所や風呂場等からの排水とともに、直接公共下水道に流すための排水設備工事をしていただくことになっています。

まだ、水洗化がされていないようでしたら、早めに排水設備工事をしていただくようお願いいたします。

工場・事業場の排水設備には、除害施設が必要になる場合があります。

排水設備工事の方法

工事は定められた基準にしたがって正しく施工されなければなりません。

このため市では下水道工事店を指定しています。

排水設備工事は「相模原市指定下水道工事店」に依頼してください。



指定下水道工事店がわからない場合、次の協同組合にお問合せください。

東北管工事協同組合 (相模原市中央区千代田 1-5-1 電話 042-757-3322)

相模原市管工事設備協同組合 (相模原市南区相模大野 6-7-2 電話 042-743-2538)

津久井管工事協同組合 (相模原市緑区中野 16-1 電話 042-784-5200)

工事の契約と申請

工事の契約は、工事を依頼するみなさまと指定下水道工事店との間で行われるものです。

工事の内容、見積内容、施工時期等について、指定下水道工事店とよく話し合い、十分納得した上で依頼し、契約をしてください。

また、工事に着手する前に、「排水設備新設等確認申請書」を市へ提出していただきます。

この際、自己以外の土地、排水設備等を使用する場合は、所有者の承諾書または同意書が必要です。



施工

工事に要する日数は、普通の家では、2～3日です。トイレが使えないのは1日くらいです。



工事の完了

工事が完了しましたら、「排水設備新設等工事完了届」を市へ提出していただき、排水設備が基準に適合していると「検査済証」を発行します。

なお、公共下水道を使用するときには、「公共下水道使用開始等届」を市へ提出してください。また、公共下水道を使用しますと、汚水を終末処理場で浄化処理する費用や下水道管などを清掃、補修する費用にあてるため、水道水等の使用水量に応じて、2ヵ月ごとに公共下水道使用料をいただくこととなります。

